

裁判員制度～まもなく名簿記載通知を発送します！

☆ 裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

平成24年分の名簿に登録される人数は、全国で約28万6000人です(有権者全体に占める割合は、約365人に1人)。

☆ 裁判員候補者名簿記載通知について

平成24年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、来年2月ごろから平成25年2月ごろまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

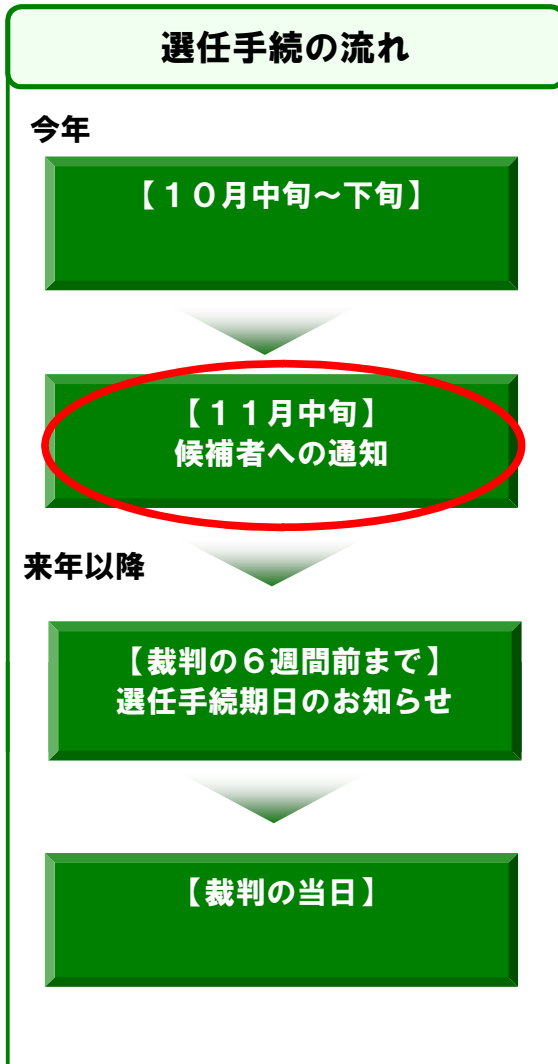
また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出てください。また、又は裁判の当日(選任手続時)に辞退を申し出てください。可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いします。

裁判员制度～まもなく名簿記載通知を発送します！



裁判员制度は、平成21年5月21日から施行され、平成22年には、8673人の方が裁判员として裁判に参加されています(同期間に判決が言い渡された裁判员裁判は合計1423件です。)

国民の皆さまの積極的な参加により、裁判员制度は円滑に実施されています。裁判员制度は、国民の皆さまのご協力なしには成り立たない制度ですので、引き続きご理解とご協力をお願いいたします。

☆ 裁判员候補者名簿記載通知について

平成24年の裁判员候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、来年2月ころから平成25年2月ころまでの間に裁判所にお越しいただき、裁判员に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。

なお、この段階では、まだ具体的な事件の裁判员候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません(実際に裁判所にお越しいただくことになった場合には、別途お知らせします。)

<名簿記載通知の発送用封筒>(イメージ)

☆ 裁判员候補者名簿ができるまで

裁判员候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

裁判员候補者名簿に登録される人数は、予想される裁判员裁判対象事件の数などによって毎年変動しますが、平成24年分の名簿に登録される人数は、全国で約28万6000人です(有権者全体に占める割合は、約36



☆ 調査票について

裁判員候補者名簿に登録された方には、名簿記載通知のほか、調査票をお送りします。

この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。


・ 調査票でお尋ねすること

調査票では、①裁判員になることができない職業に就いているか、②1年を通じての辞退希望の有無・理由、③月の大半にわたって裁判員となることが困難な特定の月における辞退希望の有無・理由をお尋ねします。

・ 辞退の申し出ができる時期について

辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けているわけではありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出ただくことも、又は裁判の当日(選任手続時)に辞退を申し出ただくことも可能です。

平成23年11月 日	
〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	
〇〇 〇〇 様	
 1234567890	〇〇地方裁判所
裁判員候補者名簿への記載のお知らせ	
このたび、あなたは、抽選の結果に基づいて、当裁判所の裁判員候補者名簿(有効期間平成24年1月1日から同年12月31日まで)に記載されましたので、お知らせいたします。	
現段階では、名簿に記載されただけであり、裁判所にお越しいただく必要はありません。	
今後、この名簿をもとに、実際の事件ごとに裁判員候補者を選んだ上で、当裁判所においてその候補者の中から裁判員を選ぶ手続を行います。あなたが具体的な事件の裁判員候補者として選ばれて、裁判員を選ぶ手続のため、当裁判所にお越しいただく必要が生じた場合には、別途、事前にお知らせいたします。	
お問い合わせは 裁判員候補者専用コールセンター へ	
開設期間 平成 年 月 日()~平成 年 月 日()	
電 話 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	
通 話 料	
受付時間 午前〇時〇〇分~午後〇時〇〇分	
〇〇地方裁判所 刑事訟廷事務室	
住 所 〇〇市〇〇町〇-〇-〇	
電 話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	
F A X 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇	

名簿記載通知

☆ 裁判員裁判に参加された裁判員のご意見・ご感想など

裁判員裁判に参加された裁判員へのアンケートの結果によれば、参加する前は、「あまりやりたくなかった」又は「やりたくなかった」と回答された方が合計53.5%に上っていましたが、参加した後

裁判員制度ウェブサイトでは、裁判員制度の実施状況のほか、各地方裁判所の裁判員裁判の情報、裁判員制度に関するQ&Aなど、様々な情報をお伝えしていますので、ぜひご利用ください。

裁判員制度ウェブサイト <http://www.saibanin.courts.go.jp/>

※ 名簿記載通知や調査票、辞退を申し出ることができる事由などに関する情報はこちらへどうぞ
裁判所ウェブサイト <http://www.courts.go.jp/>

※ 各地の裁判所のウェブサイトへは、こちらのウェブサイトよりどうぞ